

## 予防接種を受けましょう

### ●ポリオの予防接種が変わります

これまで、生ワクチンの経口接種（口から飲む）により実施してきたポリオ予防接種が、9月1日から皮下接種（皮膚の下に注射する）の不活化ワクチンによる個別接種に変わります。

不活化ワクチンは、4回の接種が必要となり、各自、医療機関で予防接種を受けることとなります。対象となる皆さんには予診票などを送付しますので、医療機関に予約し、予防接種を受けてください。

【開始日】平成24年9月1日（土）

【対象者】生後3カ月から90カ月未満の人で生ポリオワクチンを1回接種した人ならびにポリオ予防接種をまだ受けていない人

お子さんの接種済み回数により、残りの接種回数が異なります。右記を参考にしてください。

### ●ジフテリア・破傷風の追加予防接種を忘れずに受けましょう

幼児期に受けたジフテリア・百日せき・破傷風予防接種によってできた免疫力を保持するため、ジフテリア・破傷風予防接種を学童期に追加接種することが大切です。11歳を迎える小学5年生の皆さんには個別に通知していますので、内容を確認し、忘れずに予防接種を受けましょう。

【対象者】11歳以上13歳未満の人

※11歳の誕生日以降からの接種となります。

### 【ポリオの予防接種回数】

お子さんの接種済み回数	不活化ワクチンの接種回数
生ワクチン 2回接種済み	接種の必要はありません
生ワクチン 1回接種済み	不活化ワクチン 3回接種 ◆1回目、2回目 (20日から56日の間隔をあける) ◆3回目 (2回目接種終了後、6カ月以上あける)
1回も接種していない	不活化ワクチン 4回接種 ◆1回目、2回目、3回目 (20日から56日の間隔をあける) ◆4回目 (2回目接種終了後、6カ月以上あける)

詳細は、下記に問い合わせください。

#### 【問い合わせ】

市民生活部健康推進課（健康推進係）  
☎ 0220 (58) 2116

## 行政評価の外部評価を実施します

市では、市が行う行政評価の客観性や透明性をより向上させるため、業務の見直しなどについて市へ助言していただく「外部評価」を公開で実施します。

### 【日時・場所】

- ① 8月9日（木）午前9時30分～午後4時50分  
市役所迫庁舎2階 大会議室
- ② 8月22日（水）午前9時30分～午後4時50分  
市役所南方庁舎2階 大会議室
- ③ 8月29日（水）午前9時30分～午後3時30分  
中田保健福祉会館 研修室

### 【実施方法】

市行政評価委員会委員7人により、個別事業（16事業）と複数の個別事業によって構成された特定項目（4項目）を評価します。

### 【傍聴方法】

事前の申し込みは不要です。受け付け後、事務局の指示により会場に入場していただきます。なお、評価中の傍聴者からの質問は、受け付けできませんのでご了承ください。

### 【その他】

外部評価の結果は、市の最終判断ではありませんが、結果を参考に、予算編成や今後の事務の改善に向けて取り組んでいきます。



昨年の外部評価では、10人の行政評価委員会委員が2班に分かれ、3日間で50事業を評価しました。

### 【問い合わせ】

企画部企画政策課（行政改革推進係）  
☎ 0220 (22) 2147

## アメリカシロヒトリを駆除しましょう

アメリカシロヒトリは、年2回（6月上旬～7月上旬、8月上旬～9月中旬）発生する毛虫で、繁殖力が非常に強く、サクラやカキ、プラタナスなどの樹木を食害します。被害の拡大を防ぐためには早期の発見と駆除がとても重要です。樹木を所有する皆さんは、樹木の点検をお願いします。食害が発生した場合は、所有者が責任を持って防除し、被害を拡大させないようにしてください。

【巣の見つけ方】カキ、サクラ、ウメ、ハナミズキ、ヤナギ、プラタナスなどの落葉樹に好んで産卵し、幼虫は吐いた糸で作った巣に約1週間留っています。巣の中の幼虫は、葉の葉脈だけ残して食害するため、葉が透けて見えます。

### 【効果的な駆除方法】

- ・焼く、踏みつぶす 巣を見つけた場合は、幼虫ごと枝を切り取り、踏みつぶすか、焼却してください。
- ・薬剤を散布する 早期に発見し捕殺防除を行うことが肝心ですが、発見が遅れ、すでに虫が分散してしまった場合は、薬剤を散布するのが効果的です。

### ●防除用機械を無料で貸し出します

市では、行政区単位（公衆衛生組合等）で地域共同防除を行う場合に限り、無料で防除用機械を貸し出します。（薬剤や燃料代等は、利用者負担となります）防除用機械は、各総合支所に置いてありますので、各総合支所市民課へ申請願います。

【問い合わせ】市民生活部環境課（生活環境係）☎ 0220 (58) 5553

## 国民年金だより

### 国民年金保険料の追納制度をご存じですか？

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請をすることにより保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や、若年層を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生を対象とした「学生納付特例制度」などの免除制度があります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、免除された期間の10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができ、将来受け取る年金額を増やすことができます。追納する場合は、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

### 【平成24年度中に追納する場合の額】

年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成14年度の月分	14,940円	—	7,470円	—
平成15年度の月分	14,720円	—	7,360円	—
平成16年度の月分	14,510円	—	7,260円	—
平成17年度の月分	14,560円	—	7,280円	—
平成18年度の月分	14,610円	10,950円	7,300円	3,650円
平成19年度の月分	14,640円	10,970円	7,320円	3,650円
平成20年度の月分	14,760円	11,070円	7,370円	3,690円
平成21年度の月分	14,840円	11,120円	7,420円	3,700円
平成22年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円
平成23年度の月分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円

※半額免除は平成14年4月に、4分の3免除と4分の1免除は平成18年7月にそれぞれ創設されました。

※平成22年度以降の追納保険料には本年度は加算が行われません。

※保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要ですので、年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】▶市民生活部国保年金課年金医療係 ☎ 0220 (58) 2166

▶古川年金事務所国民年金課 ☎ 0229 (23) 1203

## 8月の納税

市県民税	第2期
国民健康保険税	第3期
介護保険料	第3期
後期高齢者医療保険料	第2期

納期限 8月31日（金）

忘れずに納めましょう  
納税は便利な口座振替で

## 登米市の人口・世帯数 （平成24年6月末現在）

地区	世帯数	人口		
		男	女	計
迫	7,414	10,408	11,164	21,572
登米	1,822	2,516	2,773	5,289
東和	2,483	3,530	3,708	7,238
中田	4,766	7,836	8,225	16,061
豊里	2,065	3,348	3,469	6,817
米山	2,826	4,918	5,125	10,043
石越	1,608	2,669	2,765	5,434
南方	2,565	4,312	4,609	8,921
津山	1,235	1,817	1,933	3,750
合計	26,784	41,354	43,771	85,125

## 市内の交通事故発生状況 （平成24年6月末現在）

（佐沼・登米警察署調べ）

	H24	H23	増減数
人身事故発生件数	148件	128件	20件
死者数	2件	2件	0件
負傷者数	172件	166件	6件
物損事故発生件数	1,005件	821件	184件

●警察署からのお知らせ  
交差点やその付近での追突事故が多発しています。きちんと一時停止して安全確認をしましょう。道路を横断するときは、左右をよく確認してから渡りましょう。

## 編集室から

▶多くの人でにぎわった佐沼夏祭り。みこしや山車、よさこいなどたくさん催しに会場は大盛況でした。▶祭りを締めくくる花火大会を撮影しようとしたところアクシデント発生。三脚の足が壊れていて伸びません。堤防の階段に伸びない足を乗せながら何とか撮影をすることが出来ましたが、事前確認の大切さを思い知らされた出来事でした。（伊東）